

試 験 項 目		種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果		
外 試	警戒区域	警 戒 区 域 の 設 定	_____		
	受信機	設 置 場 所 等	設置場所		
			周囲の状況・操作性	_____	
			設 置 状 況	_____	
		構 造 ・ 性 能		_____	
		操 作 部		床面からの高さ m	
		予 備 品 等		_____	
	中継器	設 置 場 所 等			
		構 造 ・ 性 能		_____	
		予 備 品 等		_____	
	電 源	常 用 電 源		AC V	
		非 常 電 源 の 種 別		非常電源専用受電設備 ・ 蓄電池設備	
	観 試	感 知 器	警 戒 状 況 ・ 設 置 状 況 ・ 構 造 ・ 性 能	差 動 式 ス ポ ッ ト 型	_____
				定 温 式 ス ポ ッ ト 型	_____
				補 償 式 ス ポ ッ ト 型	_____
熱 複 合 式 ス ポ ッ ト 型				_____	
熱 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型				_____	
定 温 式 感 知 線 型				_____	
差 動 式 分 布 型 (空 気 管 式)				_____	
差 動 式 分 布 型 (熱 電 対 式)				_____	
差 動 式 分 布 型 (熱 半 導 体 式)				_____	
煙 感 知 器 (光 電 式 分 離 型 及 び ア ナ ロ グ 式 を 除 く 。)				_____	
イ オ ン 化 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型				_____	
光 電 ア ナ ロ グ 式 ス ポ ッ ト 型				_____	
熱 煙 複 合 式 ス ポ ッ ト 型				_____	
光 電 式 分 離 型				_____	
光 電 ア ナ ロ グ 式 分 離 型				_____	
炎 感 知 器	道路の用に供される部分以外				
発信機	設 置 場 所 等		_____		
	構 造 ・ 性 能		_____		
表示灯	設 置 場 所 等		_____		
	構 造		_____		
地区音響装置	設 置 場 所 等		_____		
	構 造		_____		

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
機 能 試 験	配 線	共 通 線 試 験	—————		
		送 り 配 線 試 験	試 験 回 線 — 1	—————	
			試 験 回 線 — 2	—————	
	試 験 回 線 — 3		—————		
	受	火 災 表 示 試 験	火 災 表 示 状 況	—————	
			保 持 機 能	—————	
			2 信 号 式 の 機 能	—————	
			蓄 積 式 の 機 能	—————	
		注 意 表 示 試 験	注 意 表 示 状 況	—————	
		設 定 表 示 温 度 試 験	設 定 表 示 温 度 等	—————	
	信 機	回 路 導 通 試 験		—————	
		同 時 作 動 試 験	常 用 電 源 使 用 時	—————	
			予 備 電 源 使 用 時	—————	
		感 知 器 作 動 試 験	自 動 試 験 機 能 を 有 す る も の	—————	
			遠 隔 試 験 機 能 を 有 す る も の	—————	
		予 備 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	—————	
			電 圧	V	
		非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 機 能	—————	
		付 属 装 置 試 験		—————	
		相 互 作 動 試 験	相 互 通 話 状 況	—————	
	地 区 音 響 装 置 鳴 動 状 況		—————		
	中 継 器	設 定 表 示 温 度 試 験	設 定 表 示 温 度 等	—————	
		回 路 導 通 試 験		—————	
予 備 電 源 試 験 (予 備 電 源 を 有 す る も の)		電 源 自 動 切 替 機 能	—————		
		電 圧	V		
感 知 器		作 動 試 験	(その2)、(その3)及び(その4)による		
	作 動 継 続 試 験				
	流 通 試 験				
	接 点 水 高 試 験				
	回 路 合 成 抵 抗 試 験				
発 信 機	作 動 試 験	—————			
地 区 音 響 装 置	鳴 動 方 式 試 験	—————			
	作 動 試 験	(その2)、(その3)及び(その4)による			
備 考					

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3 非常電源（内蔵型以外のもの）及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

4 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験及び発信機の作動により確認するものとする。

5 複合式の感知器の試験は、それぞれの種別に応じて行うものとする。

6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

